

高座清掃施設組合議会会議録

令和2年第2回臨時会

令和2年12月21日

議 事 日 程

令和2年12月21日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について）
5	議案第8号	土地の取得について（本郷ふれあい公園整備事業（第2工区））
6	議案第9号	令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

令和2年12月21日（月）午後2時30分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

吉田義人君	内藤幸男君
齊藤慶吾君	熊切和人君
三谷小鶴君	倉橋正美君
佐竹百里君	久保田英賢君
松本春男君	永井浩介君
松澤堅二君	市川洋一君
守谷浩一君	相原志穂君
長瀬未紗君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について）

日程5 議案第8号 土地の取得について（本郷ふれあい公園整備事業（第2工区））

日程6 議案第9号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

4 説明のため出席した者 9名

組合長 内野 優 次	長 木 村 洋
副組合長 古 塩 政 由	専任参事兼総務課長 小野沢 直 仁

副組合長 佐藤 弥斗 施設課長 鴨志田 克巳
会計管理者 鴨志田 政治 総務課主幹 鈴木 茂
事務局長 石井 一義

5 出席した事務局職員 3名

総務課副主幹 菊地 康之 総務課主任主事 山田 健太
総務課主査 渡部 陽子

6 会議の状況 (午後2時30分 開会)

◎議長(吉田義人君) ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和2年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をいただきたいと存じます。組合長。

[組合長(内野 優) 登壇]

◎組合長(内野 優君) 臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、本臨時会にご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

令和2年も残すところ僅かとなり、この1年間を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症による影響がこれまでの生活を一変させ、組合運営にも様々な影響がございました。今後も引き続き、感染症がもたらす影響には迅速、柔軟に対応し、組合の運営維持管理に努めてまいります。

また、昨年12月1日に供用開始となりました本郷ふれあい公園につきましては、1年が経過し、地元の方々をはじめ多くの方々の憩いの場としてご利用いただいているとの報告を受け、大変うれしく思っております。また、プールについても、再開を始めたところ、多くの皆様がいらしていただきました。しかしながら、私もごみ収集をしながらこのプラザに来ますと、車は湘南ナンバーが半分ぐらいいるといのはびっくりしました。はっきり申し上げて藤沢の方が多くいらっしゃるというのはびっくりしましたので、今後そういった利用料についても検討すべきだと私は思っております。これについては三市の副組合長2人を含めまし

て、いろいろな協議をしていきたいと思っております。しかしながら、藤沢の宮原地区は、いろいろな関係で私どもの影響がある地区でございます。そういった面も含んで、どう対応していくかというのは検討を進めていきたいと思っております。

今後も、地元や地権者の方々のご理解とご協力をいただきながら、第2工区の周辺整備を進め、皆様の期待にお応えできるような施設づくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、本日の提案させていただく案件は、報告1件、議案2件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（吉田義人君） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査及び定期監査の結果については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、齊藤慶吾議員、相原志穂議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。11番倉橋正美議員、12番久保田英賢議員、13番永井浩介議員、14番市川洋一議員、15番相原志穂議員。以上でございます。

それでは、組合長より本臨時会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件について、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）でございます。本件につきましては、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年11月16日付をもって専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第8号 土地の取得について（本郷ふれあい公園整備事業（第2工区））でございます。本件につきましては、議会の議決を得た上で、本郷ふれあい公園整備事業（第2工区）の用地を取得したいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第9号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億662万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ32億7,847万4,000円とするものでございます。また、第2条で、繰越明許費を設定するものでございます。詳細につきましては事務局長から説明をいたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、一括説明を終わります。

[組合長（内野 優）降壇]

◎議長（吉田義人君） 組合長の説明が終わりました。それでは初めに、日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明を申し

上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長のほうから申し上げたとおりでございます。令和2年の人事院勧告や神奈川県人事委員会の勧告によりまして、期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げるよう勧告されたことなどを踏まえまして、一般職の職員と任期付職員の期末手当の額を引き下げのために、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認いただきたいものでございます。

2ページが専決処分書でございます。今回の条例改正でございますが、12月1日を基準日とする期末手当に減額を反映させたいことから、11月中に議会の開催について構成三市とスケジュール調整を行いましたところ、これが整わなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、11月16日に専決処分を行ったものでございます。

3ページが高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条、第2条は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第1条の改正では、既に6月1日基準日の期末手当は支給されてしまっていることから、期末手当について定めた第21条第2項の支給月数を0.05月引き下げまして、1.25月に改めたいというものでございます。

また、続く第21条第3項の改正は、この第2項の支給月数を引用していることから、第2項の改正に合わせて改正するものでございます。

第2条の改正では、年間の引下げ月数である0.05月につきまして、来年度の6月と12月に支給される予定の現行月数からそれぞれ0.025月ずつ引き下げまして、それぞれ1.275月に改めたいものでございます。これによりまして、年間の支給月数を現在の4.50月から0.05月引き下げて4.45月としたいものでございます。

次に、第3条及び第4条は、高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に

関する条例の一部改正でございます。

第3条の改正で、特定任期付職員の期末手当を定めた第8条第2項の支給月数を同様に0.05月引き下げまして、1.65月に改めたいものでございます。

第4条の改正では、先ほど同様に、年間の引下げ月数である0.05月につきまして、6月と12月に支給される予定の月数からそれぞれ0.025月ずつ引き下げまして、1.675月にそれぞれ改めたいものでございます。これによりまして、特定任期付職員につきましては、年間の支給月数が現行の3.4月から0.05月引き下げまして、3.35月としたいものでございます。

附則でございますが、施行期日につきまして、第1条と第3条につきましては公布の日から、第2条及び第4条につきましては令和3年4月1日といたしたいものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を報告のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（吉田義人君） 挙手多数でございます。よって、報告第4号 専決処分
の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について）は承認することに決しました。

次に、日程第5 議案第8号 土地の取得について（本郷ふれあい公園整備事

業（第2工区））を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、議案第8号 土地の取得について（本郷ふれあい公園整備事業（第2工区））につきましてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

今回取得する土地が、取得金額2,000万円以上、かつ1件5,000平方メートル以上の土地の取得となることから、高座清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会のご承認をいただき、契約をしたいものでございます。

取得しようとする土地については、本郷ふれあい公園（第2工区）整備事業用地で、海老名市本郷地内となり、議案書6ページから7ページに記載のとおりでございます。

なお、参考資料としまして、議案書8ページに案内図、9ページに公図の写しを添付しておりますので、ご高覧いただければと存じます。以上、よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本議員。

◎（松本春男君） 1点だけお聞きします。土地の取得では複数年にわたって買収を繰り返しているが、道路路線などは同一路線で税の控除を受ける場合は1路線で複数の税控除は受け入れないという税務署の判断なんですけれども、同じ地権者で複数年になることはないのか。もしあれば、先にまとめて買収することによって税控除の対象になると思うので、今回、第1と第2は分けたと思うんですけれども、第2工区で複数年になる場合に、そのあたりの考え方をお聞きします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 今回の第2工区につきましては、同一地権者については一括して契約をするということで、事前に税務署とも協議を行いまして、税控除等の該当の確認は取れております。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長 (吉田義人君) 質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長 (吉田義人君) ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長 (吉田義人君) それでは次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長 (吉田義人君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長 (吉田義人君) 挙手全員であります。よって、議案第8号 土地の取得について(本郷ふれあい公園整備事業(第2工区))は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第9号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(石井一義君) 議案第9号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書の2ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。6款繰越金2億662万6,000円の増でございます。歳入合計2億662万6,000円の増でございます。

続いて3ページ、歳出でございます。2款総務費803万5,000円の減、4款衛生費6,482万2,000円の増、6款教育費601万7,000円の増、8款予備費1億4,382万2,000円の増でございます。歳出合計2億662万6,000円の増でございます。

次に、4ページ、第2表 繰越明許費でございます。これは稼働を停止した排水処理施設及び粗大ごみ処理施設の解体工事におきまして、工事箇所から

ダイオキシン類等が検出されたため、汚染土壌を撤去した後に解体工事を再開することとなり、年度内完了が見込めないため、設定するものでございます。翌年度繰越額は3億3,068万6,000円でございます。

次に、5ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1、総括の説明は省略をさせていただきます。

8、9ページ、2、歳入でございます。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金2億662万6,000円の増は、令和元年度決算に基づく純繰越金でございます。

10、11ページ、3、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費803万5,000円の減は、人事異動、人事院勧告に伴います給料及び職員手当、共済組合負担金の減、勸奨退職者に係る退職手当組合特別負担金の増でございます。

12、13ページでございます。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費1,413万6,000円の増は、人事異動、人事院勧告に伴います給料及び職員手当、共済費の増でございます。

2目塵芥処理費5,068万6,000円の増は、ダイオキシン類等による汚染土壌撤去に伴うものでございます。

14、15ページでございます。6款教育費1項保健体育費1目体育施設費601万7,000円の増は、屋内温水プール天井照明の故障により、機器を交換修繕したいものでございます。

16、17ページでございます。8款予備費1項予備費1目予備費1億4,382万2,000円の増は、歳出の差引額を明記したものでございます。

18ページからは給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。以上、議員各位におかれましては、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。守谷議員。

◎（守谷浩一君） 11ページの一般管理費で、退職手当組合負担金の671万5,000円の勸奨退職者のことについてですが、人数と、残り任期がどれぐらいだったのかと、あと理由を伺いたいと思います。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） まず、人数は2名でございます。これは技術員の職員なんです、残りは1年と2年でございます。勸奨退職の理由は、後進に道を譲るといふことでございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。守谷議員。

◎（守谷浩一君） それでは、ただいまの議案第9号の一般会計補正予算（第2号）について反対討論を行います。

この補正予算の中にある排水処理施設及び粗大ごみ処理施設の解体工事とか温水プールの電灯交換などは必要なものと捉えています。一方で、総務費の一般管理費で3節職員手当等で645万1,000円の減額がありますが、ここで先ほどの話にあった0.05か月の期末手当引下げが含まれているわけです。公務員の給与や手当等の賃下げというのが、この間、デフレの一因となってまいりました。公務員の生活を破壊するだけでなく、民間の賃下げとも相まって、日本の労働条件全体の引下げにつながっていると指摘されているかと思えます。こういった引下げの見直しは、労働基本権制約の代償負担とされる人事院の勧告でなされてきたことも重大と捉えています。国際労働機関（ILO）では、日本の公務労働者の労働基本権回復の勧告を行っており、公務員の労働基本権を回復して労働条件の向上に転換すべきであり、公務でも民間でも賃上げすることこそ求められています。以上のことから、職員のこの期末手当削減が反映されている補正予算である本議案に反対をいたします。討論を終わります。

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 最後に反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（吉田義人君） それでは討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（吉田義人君） 挙手多数でございます。よって、議案第9号 令和2年度高座清掃施設組合一般改正補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午後2時51分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和2年12月21日

高座清掃施設組合議会議長 吉田義人

高座清掃施設組合議会署名議員 齊藤慶吾

高座清掃施設組合議会署名議員 相原志穂